

令和6年能登半島地震による被災者支援について

県では、令和6年能登半島地震による被災者への支援措置について、以下のとおり実施します。

I 被災者の生活確保

- 1 被災世帯に対する知事見舞金の支給（県単）
住家の全壊(焼)世帯・半壊(焼)世帯に対し、見舞金を支給するもの
○根拠 県内市町村の被災世帯に対する災害見舞金支出基準
○支給額 全壊(焼)世帯10万円、半壊(焼)世帯5万円
- 2 生活福祉資金の貸付（県社会福祉協議会）
災害により被害を受けた低所得世帯等に対し、県社会福祉協議会が民生委員、市町村社会福祉協議会の協力を得て、福祉資金の貸付を行うもの
 - (1) 災害を受けたことにより臨時に必要な経費
○貸付対象者 低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯）
○貸付限度額 150万円以内
○償還期間 6月以内の据置期間（災害の状況に応じて2年以内）経過後7年以内
○利率 無利子。ただし、連帯保証人がいない場合は年1.5%
 - (2) 災害を受けたことにより住宅の補修、改築等に必要な経費
○貸付対象者 低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯）
○貸付限度額 250万円以内
○償還期間 6月以内の据置期間（災害の状況に応じて2年以内）経過後7年以内
○利率 無利子。ただし、連帯保証人がいない場合は年1.5%
- 3 災害復旧資金の貸し付け
災害により被害を受けた勤労者又はその家族に対し、住宅及び生活の復旧等に必要な資金の貸し付けを行う。
 - ・融資対象者：富山県内に居住し、同一事業所に1年以上継続して勤務している者
 - ・融資限度額：150万円
 - ・融資利率：年2.2%、保証料別途年0.8%
 - ・返済期間：5年以内
 - ・取扱窓口：北陸労働金庫（富山県内の各支店）
- 4 県営住宅の一時提供
地震により住宅が全壊(焼)、半壊(焼)等の被害を受けており、引き続き住むことができず住宅に困窮している方に対し、県営住宅の一時提供を行う。
 - ・提供期間 6ヶ月（必要に応じ最大1年間まで延長可能）
 - ・家賃等 家賃、敷金等は免除（共益費、光熱水費は自己負担）

5 住宅の応急修理

(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

災害救助法適用市町村において、住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分に対して、ブルーシートの展張等を市町村が修理業者と契約し実施するもの

- ・ 1世帯当たり費用の限度額：5万円以内

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

災害救助法適用市町村において、大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊の被害を受けた住家について、屋根、床、外壁、基礎、ドア、窓、トイレ、浴槽など日常生活において必要不可欠な最小限度の部分の応急修理を市町村が修理業者と契約し実施するもの

- ・ 1世帯当たり費用の限度額：

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合：70万6千円以内

準半壊の場合：34万3千円以内

6 水道施設の復旧

断水地域への対応（給水車の派遣等）については、日本水道協会の水道災害相互応援要綱や自治体間協力等により、氷見市及び高岡市で実施中

7 県立学校及び私立学校の授業料等の減免

住家が全壊（焼）又は半壊（焼）の被害を受けた方に対し、高等学校の授業料等を減免

※ 国の就学支援金を受給している世帯は除く

8 教科書、学用品の給与

災害救助法適用市町村において、災害により教科書や学用品の喪失若しくは損傷等により使用することができず、就学上支障のある児童生徒等を対象に学用品を支給するもの

9 生活必需品の給与又は貸与

災害救助法適用市町村において、災害により半壊（焼）以上の被害を受けた世帯について、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し生活必需品の給与又は貸与を行うもの

II 中小企業に対する支援

1 緊急相談窓口の設置

「能登半島地震に対する緊急金融相談窓口」

富山県商工労働部地域産業支援課（開設時間：平日 9:00～17:00 TEL:076-444-3248）

※ただし、1月6日（土）、7日（日）、8日（祝）も開設します

2 県による震災対策特別融資の創設

- ・ 対象：令和6年能登半島地震において被害を受けた県内全域の中小企業者
- ・ 資金使途：運転、設備
- ・ 融資限度額：1億円
- ・ 融資利率：年1.25%以内
- ・ 融資期間：10年以内（据置期間5年以内）
- ・ 保証料率：0～0.55%（保証必須、県独自に保証料を補助）

Ⅲ 農林漁業者に対する支援

1 農業被害に係る金融支援

(1) 経営資金等の融通 (利率はR5. 12. 18 現在)

① 農業経営安定資金 (農協関係資金)

- ・ 対象経費：農業経営の安定のために必要と認められる資金
(災害等により経営資金の不足をきたしている場合)
- ・ 貸付限度：原則 1,000 万円 (特認 2,500 万円)
- ・ 貸付利率：1.10%

② その他資金

ア 農林漁業セーフティネット資金 (公庫資金)

- ・ 対象経費：災害等による被害から経営の再建に必要な資金及び災害等により減少した収入の補填に充てるための資金
- ・ 貸付限度：600 万円又は年間経営費等の 6/12
- ・ 貸付利率：0.70%~0.95%

イ 農林漁業施設資金 (公庫資金)

- ・ 対象経費：農業用施設等の復旧を行うために必要な資金
- ・ 貸付限度：負担額の 80%又は 1 施設当たり 300 万円のいずれか低い額
- ・ 貸付利率：0.70%~1.10%

ウ 農業経営基盤強化資金 (スーパー L 資金) (公庫資金)

- ・ 対象経費：認定農業者が災害等のため必要となる長期資金及び施設等を復旧するための設備資金
- ・ 貸付限度：個人 3 億円 (法人等 10 億円)
- ・ 貸付利率：0.70%~1.10%

エ 農業近代化資金 (農協関係資金)

- ・ 対象経費：施設、農地等の復旧に要する資金
- ・ 貸付限度：個人 1,800 万円 (法人等 2 億円)
- ・ 貸付利率：認定農業者 0.70%~0.95%、その他 1.10%

(2) 融資相談窓口

○各農林振興センター (開設時間：平日 8:30~17:15)

新川農林振興センター 担い手支援課 (TEL:0765-52-0268)

富山 // (TEL:076-444-4521)

高岡 // (TEL:0766-26-8474)

砺波 // (TEL:0763-32-8111)

○県農業経営課金融助成係 (開設時間：平日 8:30~17:15 TEL:076-444-3273)

2 水産業関係資金融資制度

(1) 漁業近代化資金【設備資金】

① ご利用いただける方

漁業を営む個人・法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業生産組合、水産加工業を営む個人・法人、水産加工業協同組合

② 貸付条件等

ア 貸付対象事業

漁船建造資金及び漁具購入資金等の設備資金 (借入額は貸付対象事業費の 80%以内。ただし、知事が特別認める場合は 100%)

イ 貸付利率 1.10% (随時改定)

ウ 償還期間 5~20 年以内 (据置期間 3 年以内)

- エ 融資機関 東日本信用漁業協同組合連合会等
- オ 融資限度額 1,800万円～3億6,000万円（漁協等12億円）

(2) 漁業振興資金(漁業経営安定資金)【運転資金】

①ご利用いただける方 海面において漁業又は養殖業を営む個人・法人

②貸付条件等

漁業者が各年の操業開始時に必要な資金

- ア 貸付条件等 漁業者が各年の操業開始時に必要な資金
- イ 貸付利率 1.8% (随時改定)
- ウ 償還期間 1年 (据置はなし)
- エ 融資機関 東日本信用漁業協同組合連合会等
- オ 融資限度額 1,000万円 (特認2,000万円)

IV 県税の減免等の実施

1 県税の減免

- 不動産取得税
 - ・災害により、使用できなくなった不動産に代わる不動産を取得したとき
- 自動車税環境性能割 (旧自動車取得税)
 - ・災害により、自動車を使用できなくなり、代替りの自動車を取得したとき
- 自動車税種別割
 - ・災害により、自動車が滅失又は被害を受けて修繕費を支出したとき
- 個人事業税
 - ・災害により、個人事業主が事業用資産や住宅又は家財に損害を受けたとき (ただし、納期限を迎えたものは対象外)

2 申告や納付の猶予

- ・災害により、期限までに申告や納付等ができないと認められる場合は、一定期間、申告や納付を猶予

V その他

1 特別交付税

特別交付税の繰上げ交付対応

2 被災者を含む県民や県外の方へ、以下のことについての周知を継続的に実施

- (1) 災害ボランティアの募集状況について
- (2) 災害ボランティア等車両の高速道路無料措置について
- (3) 富山県災害ボランティア活動支援事業被補助金制度について
- (4) 富山県災害ボランティアバンクの開設について
- (5) 令和6年能登半島地震義援金の募集について (現在、募集に向け調整中)
- (6) 災害で通帳・印鑑を紛失した場合の預貯金の引き出しや保険料の支払いなどについて